

森林公園小学生駅伝実行委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、「森林公園小学生駅伝実行委員会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、タスキをつなぐ駅伝を通じて、「チームワーク」と「最後まで頑張る」ことを体験して心身の発育を促し、また各小学校や地域で活動している、いろいろなクラブの人達との交流を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 協働して大会等を実施し、各小学校間との交流の輪を広げる。
- (2) 多様な地域クラブとの交流を通じて、各々のチームの競技の充実を図る。
- (3) 森林公園の環境保全活動に対し協力・支援する。

(会員)

第4条 会員は、佐賀県内で駅伝競技やマラソンに取り組み、この会の目的に賛同する個人及び団体とする。

(実行委員会の開催)

第5条 実行委員会は、年度ごとに大会開催までに2回程度開催する。また必要に応じて、委員長が招集することができる。

(実行委員会の構成)

第6条 実行委員会の委員の構成は、久保田町体育協会、久保田まちづくり協議会、嘉瀬まちづくり協議会、嘉瀬女性ネットワーク、森林公園管理事務所で構成する。

- 2 実行委員会の委員の人数は、8人以内とする。
- 3 実行委員会の委員の任期は、2年とし、再任はこれを妨げない。
- 4 実行委員会は、この会の運営に関する事項を決定する。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- 2 委員長 1名

(役員を選出)

第8条 委員長は、実行委員会の委員の中から互選により決定する。

(役員職務)

第9条 委員長は、この会を代表し、会務を総理する。

(会費)

第10条 会費は徴収しない。

(事務局)

第11条 この会の事務局は、森林公園管理事務所が担当する。

(事務局の業務)

第12条 この会の事務局は、次に掲げる事項を処理する。

- 2 会員間の連絡調整
- 3 実行委員会の開催業務
- 4 大会開催の企画・実施に関すること
- 5 その他、事務局の業務に関して必要な事項は、実行委員会で定める。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、実行委員会で定める。

付 則

この会則は、2018年4月1日から施行する。